

お支払いいただく料金の単価は、下記のとおりです。

①基本料金 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額
要介護1	5,960円	596円
要介護2	6,650円	665円
要介護3	7,370円	737円
要介護4	8,060円	806円
要介護5	8,740円	874円

- ②食 費 利用者負担段階：第1段階 一日の負担上限/300円
 第2段階 一日の負担上限/600円
 第3段階① 一日の負担上限/1000円
 第3段階② 一日の負担上限/1300円
 第4段階 朝食/450円 昼食/700円 夕食/450円

③居住費…1日あたり〔多床室〕855円

④その他の料金

- ア 特別食 実費
 イ 希望食 実費
 ウ 行政手続代行費 実費
 エ 日常費用受入・支払代行 実費
 オ その他 上記のほか、レクリエーション費用、理美容費、買物サービス費用などは自己負担になります。

※②食費と③居住費に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※介護保険関係法令集の改正等により料金を変更する場合には、事前に説明をし、ご承諾いただきます。

※料金についてご不明なことがございましたら遠慮なくお問合せください。

別添 2

○ 短期入所生活介護費（加算分）

令和3年8月1日現在

加算事項		単位	加算金額/日	利用者負担額/日	備考
機能訓練指導員の加算		12単位	120円/日	12円/日	非該当
個別機能訓練加算		56単位	560円/日	56円/日	非該当
看護体制加算	(Ⅰ)	4単位	40円/日	4円/日	非該当
	(Ⅱ)	8単位	80円/日	8円/日	非該当
夜勤職員配置加算	(Ⅰ)	13単位	130円/日	13円/日	該当
	(Ⅱ)	18単位	180円/日	18円/日	非該当
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)		200単位	2000円/日	200円/日	該当※1
若年性認知症入所者受入加算		120単位	1200円/日	120円/日	該当※1
送迎加算(片道)※2		184単位	1840円/回	184円/回	該当※1
療養食加算		8単位	80円/日	8円/回	該当※1
在宅中重度者受入加算	看護体制加算(Ⅰ)算定	421単位	4210円/日	421円/日	非該当
	看護体制加算(Ⅱ)算定	417単位	4170円/日	417円/日	非該当
	看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)算定	413単位	4130円/日	413円/日	非該当
	看護体制加算算定なし	425単位	4250円/日	425円/日	該当※1
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22単位	220円/日	22円/日	該当
同(Ⅱ)		18単位	180円/日	18円/日	非該当
同(Ⅲ)		6単位	60円/日	6円/日	非該当
緊急短期入所受入加算(14日間を限度)(新規)		90単位	900円/日	90円/日	※該当
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位×83/1000		該当
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位×33/1000		非該当
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	所定単位×33/1000×90/100		非該当
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき	所定単位×33/1000×80/100		非該当
特定処遇改善加算	特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位×27/1000		該当
介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき	所定単位×16/1000		該当

注) ※1 「該当」の加算は、対象となる入所者に一定期間該当するものです。

※2 通常の送迎実施地域は、秩父郡市内です。

※3 上記の利用者負担額は1割負担の場合です。2割負担の方は倍額、3割負担の方は3倍となります。

○ 短期入所生活介護費（減算分）

減算事項	減算割合
短期入所生活介護施設について	
(1) 当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合	97/100
(2) 入所者の数又は介護職員、看護職員、若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合	厚生労働大臣が別に定める割合

(3) 利用者に連続して30日を越えてサービスを提供した場合は、30日を越える日以降に提供したサービスについては短期入所生活介護費は算定しない。

①基本料金〔併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）〕

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額
要支援1	4,460円	446円
要支援2	5,550円	555円

- ②食費 利用者負担額段階：第1段階 1日の上限額/300円
 第2段階 1日の上限額/390円
 第3段階 1日の上限額/650円
 第4段階 朝食/450円、昼食700円、夕食450円

③居住費…1日あたり855円

- ④その他の料金
 ア 特別食、希望食、行政手続代行費、・日常費用受入・支払代行……実費
 イ その他 上記のほか、レクリエーション費用、理美容費、買物サービス費用などは自己負担になります。

※②食費と③居住費に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※介護保険関係法令集の改正等により料金を変更する場合には、事前に説明をし、ご承諾いただきます。

※料金についてご不明なことがございましたら遠慮なくお問合せください。

○加算金額の概要

加算事項	単位	加算金額/日	利用者負担額/日	備考
機能訓練体制加算	12単位	120円/日	12円/日	非該当
個別機能訓練加算	56単位	560円/日	56円/日	非該当
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)	200単位	2000円/日	200円/日	該当※1
若年性認知症利用者受入加算	120単位	1200円/日	120円/日	該当※1
送迎加算(片道) ※2	184単位	1840円/回	184円/回	該当※1
療養食加算	8単位	80円/回	8円/回	該当※1
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	220円/日	22円/日	該当
同(Ⅱ)	18単位	180円/日	18円/日	非該当
同(Ⅲ)	6単位	60円/日	6円/日	非該当
緊急短期入所受入加算(7日間を限度)(新規)	90単位	900円/日	90円/日	※該当
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき 所定単位×59/1000		該当
	特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき 所定単位×27/1000		該当
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき 所定単位×16/1000		該当

注) ※1「該当」の加算は、対象となる入所者に一定期間該当するものです。
 ※2 通常の送迎実施地域は、秩父郡市内です。
 ※3 上記の利用負担額は1割負担の場合です。2割負担の方は倍額、3割負担の方は3倍となり